

2024 年度

活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業

公募型共同研究に係る公募要項

2024 年 2 月

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

企画部

【目次】

1. 公募型共同研究の概要
 - 1-1. 公募型共同研究の目的
 - 1-2. 公募型共同研究の概要
2. 申請要件
 - 2-1. 申請の形態
 - 2-2. 代表者申請の要件
 - 2-3. 共同研究者の要件
 - 2-4. 重複申請の禁止
3. 公募型共同研究の仕組み
4. 公募型共同研究実施に必要な条件
5. 公募型共同研究のスケジュール
6. 申請手続きおよび注意事項
7. 対象経費
8. 審査方法
9. 成果報告
10. 知的財産権の取扱いについて
11. 留意事項

1. 公募型共同研究の概要

1-1. 公募型共同研究の目的

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）では、東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして、障害者・高齢者等がスポーツに限らず、日常生活でも活発に活動することを支援することを目的とした「活発な活動を支える障害者用具等研究開発事業」を開始しました。その一環として、障害者スポーツ用具開発で得られた知見を活かし、日常の活発な活動を支える障害者・高齢者等向けの製品開発を支援するため、中小企業との共同研究を実施します。

なお、令和6年度東京都予算に基づき実施するため、東京都議会における予算案等の審議状況により、公募の内容や採択後の実施計画が変更される場合があります。

1-2. 公募型共同研究の概要

本公募事業では、実用化・製品化に向けた研究開発が必要な障害者・高齢者用具等のうち、日常の活発な活動を支える障害者・高齢者用具等の製品開発を目的とするテーマを募集します。障害者・高齢者用具等の製品化・事業化が見込まれる採択されたテーマの研究開発における必要経費（限度額内）を都産技研が委託費として負担する共同研究を実施します。

(1) 研究の種類および要件

- 以下の要件を満たすものとする。
日常の活発な活動を支える障害者・高齢者等向けの用具・器具やシステム（ハードウェア・ソフトウェア）等の研究開発であること。
- 以下に関連する研究開発であること。
日常の活発な活動を支える障害者・高齢者用具等
- 研究終了後概ね1年以内の製品化・事業化を目指していること。

(2) 研究期間

2024年7月1日から2025年6月30日まで（1年間）

(3) 委託費の対象期間

契約終結日以降2025年6月30日まで

(4) 委託費（上限限度額）

1年間：1テーマあたり1,000万円（消費税を含む）

(5) 委託対象経費

研究開発に必要な経費については、前（4）の上限限度額内において、都産技研が委託費として全額負担します。ただし、委託費の対象となる経費には一定の制限があります。対象となる経費および経理検査については「7. 対象経費」を確認してください。

2. 申請要件

2-1. 申請の形態

本公募事業には、東京都内に登記簿上の事業所があり、日本国内に活動拠点を構える単独の中小企業者またはその中小企業者を代表とする中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等の複数の法人で構成された共同体（以下「共同体」という。）で応募することができます。

日本国内に活動拠点を構える単独の中小企業者で応募する場合は、その中小企業者が「代表申請者」として応募申請をしてください。共同体で応募する場合は、その共同体の代表となる日本国内の中小企業者が「代表申請者」として応募申請してください。なお、共同体を構成する「代表申請者」以外の法人は「共同研究者」となります。

2-2. 代表申請者の要件

代表申請者は、東京都内に登記簿上の事業所があり、日本国内に開発拠点を構える中小企業者であることが必要です。業種の限定はありません。なお、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定される中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参加していないものとします。

共同体で応募される場合、代表申請者は以下の要件を満たすことが必要です。

- ア 共同体を代表として申請書を提出し、委託費を受領する代表企業であること
- イ 共同実施する委託事業の中核として運営・管理する責任を負うこと
- ウ 共同体を構成する企業等の役職員が代表申請者の役職員を兼務していないこと
- エ 当該構成企業内において資本の出資関係がないこと
- オ 代表申請者は、採択決定後、都産技研ならびに当該構成企業と委託事業ならびに研究の実施に係る契約を締結すること

表 1 中小企業基本法第 2 条における中小企業者の定義

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
(1) 製造業、建設業、 運輸業その他の業種	3 億円以下	300 人以下
(2) 卸売業	1 億円以下	100 人以下
(3) サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
(4) 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

なお、中小企業関連立法に準じて下記業種においては以下を中小企業者として定義します。

表2 中小企業関連立法に規定される中小企業

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※外資系企業の扱い

外資系企業(本公募事業では株式の50%以上を外資企業が保有する場合を外資系企業と定義します)の応募は原則認めます。ただし、上記中小企業者の要件を満たす日本法人格を有するとともに、日本国内にて技術開発および営業販売を行う拠点を有する企業であることを条件とします。

※大企業の扱い

「大企業が実質的に経営に参加していない」とは、以下のすべてを満たす場合です。

- 大企業が単独で発行済株式総数の2分の1以上を所有していない。
- 大企業が単独で出資総額の2分の1以上を出資していない。
- 大企業が複数で発行済株式総数の3分の2以上を所有していない。
- 大企業が複数で出資総額の3分の2以上を出資していない。
- 役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していない。

2-3. 共同研究者の要件

共同研究者は、日本法人格を有し、日本国内に拠点を構える中小企業者、大企業、大学、公設試験研究機関等であることが必要です。

2-4. 重複申請の禁止

代表申請者または共同研究者が同一のテーマ・内容で国・都道府県・区市町村・その他支援機関等から助成等を受けている場合または受けたことがある場合、本公募事業に応募することはできません。

3. 公募型共同研究の仕組み

本公募事業は図1の流れで実施します。代表申請者から申請された研究開発計画を都産技研活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業推進委員会にて審査し、採択テーマを決定後、都産技研が代表申請者と委託契約を締結して共同研究を実施します。共同体での応募の場合は、代表申請者と共同研究者それぞれが再委託契約を結んでいただきます。同時に、都産技研と共同体の全機関で共同研究契約を締結します。

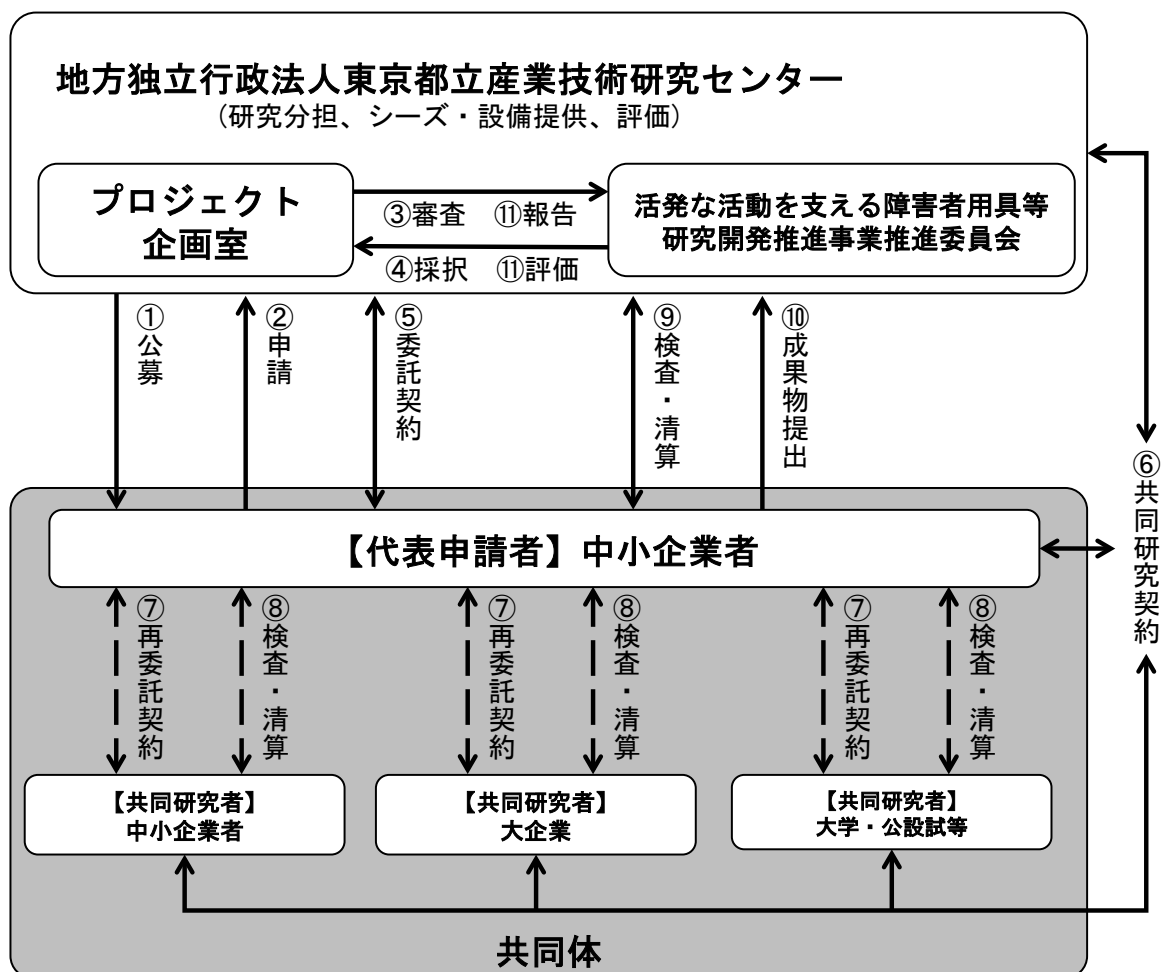


図 1 公募事業の流れ

(1) 委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画について定めた、本公募事業の実施に係る契約です。都産技研と代表申請者との2者で締結します。

(2) 再委託契約

契約金額、予算の配布、実施計画について定めた、本公募事業の実施に係る契約です。代表申請者と共同研究者との2者で締結します。共同研究者が複数ある場合はそれぞれと締結していただきます。なお、代表申請者が研究開発の全てを共同研究者に再委託することはできません。

※共同研究者の予算配布額が0円の場合でも、再委託契約書の締結が必要です。(0円での再委託契約が困難な場合は必ず予算を配賦してください。)

(3) 共同研究契約

都産技研のシーズや設備の活用や、本公募事業の実施に係る知的財産等の権利の取り扱いを定めた契約です。都産技研および代表申請者、共同研究者からなる共同体全員で締結します。

4. 公募型共同研究実施に必要な条件

(1) 事業化計画の明確性

本公募事業では、中小企業の障害者・高齢者用具等の製品開発を促進するため、実現性の高い研究計画を募集します。本公募事業終了後、概ね1年以内に障害者・高齢者用具等の製品化・事業化を目指した「事業化計画」を有していることが必要です。

(2) 代表申請者による研究計画の取りまとめ

代表申請者は申請した研究計画の遂行について責任を持っていただきます。代表申請者は、本公募事業の責任者として、研究計画の実施管理や共同体を構成する法人間の相互調整等を行うとともに、都産技研との総合的な連絡窓口を担う必要があります。また、代表申請者は、研究開発全体を統括・管理する「研究開発責任者」を置く必要があります。

(3) 公募事業実施の体制

本公募事業の実施体制や管理体制が整っていることが必要です。研究開発に必要な知識、技術、経験、人員、設備等を有していること、本公募事業に係る経理事務に必要な知識、経験、人員等を有していることなどが必要になります。

(4) 国内での研究実施

研究開発（実証実験等を含む）は全て日本国内で行う必要があります。

(5) 都産技研の役割について

都産技研との共同研究となりますので、都産技研の研究者と前もって研究内容などを相談しておくことを推奨します。

(6) 倫理審査の実施

人を対象とする研究（個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集する研究）については、研究実施先の倫理審査会等の承認を得ることが必要になります。微生物を対象とする研究（ウイルス、細菌、真菌、寄生虫等を使用する研究）、および、動物実験や遺伝子組み換え実験を対象とする研究については、研究実施先の倫理審査会等の承認を得ることが必要になります。研究・調査手法は問わず、直接的には人体等に影響・負担を与えない、アンケート調査やインタビュー調査でも、倫理審査の対象となります。

また、医療・介護・福祉分野等で被験者を対象とした実証実験については、実証実験先の倫理審査会等の承認を得ることが必要になります。

なお、倫理審査の対象となるかについては、個別相談等でご相談ください。

(7) 以下の全てに該当すること

- ア 同一テーマ又は内容で、都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）
- イ 本公募事業への申請は一グループ一回とすること。また、同一テーマ又は内容で都産技研が実施する他の事業に併願申請していないこと
- ウ 過去に都産技研、国、都道府県、区市町村等から助成を受けている者については、不正等の事故を起こしていないこと

- エ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本公募事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- オ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるものでないこと
- カ 研究開発に関わる全てのメンバーが**特定類型***に該当していないこと
※特定類型につきましては、<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>を参照してください。
- キ その他、都産技研が公的資金の委託先として適切でないと判断されるものでないこと

5. 公募型共同研究のスケジュール

研究実施期間：2024年7月～2025年6月

説明動画配信：2024年3月7日（木）予定

申請受付期間：2024年3月25日（月）～2023年3月29日（金）

審査期間：2024年4月上旬～6月上旬

2024年6月上旬に面接審査を行います。

交付決定：2024年6月上旬

事業開始：2024年7月1日（月）

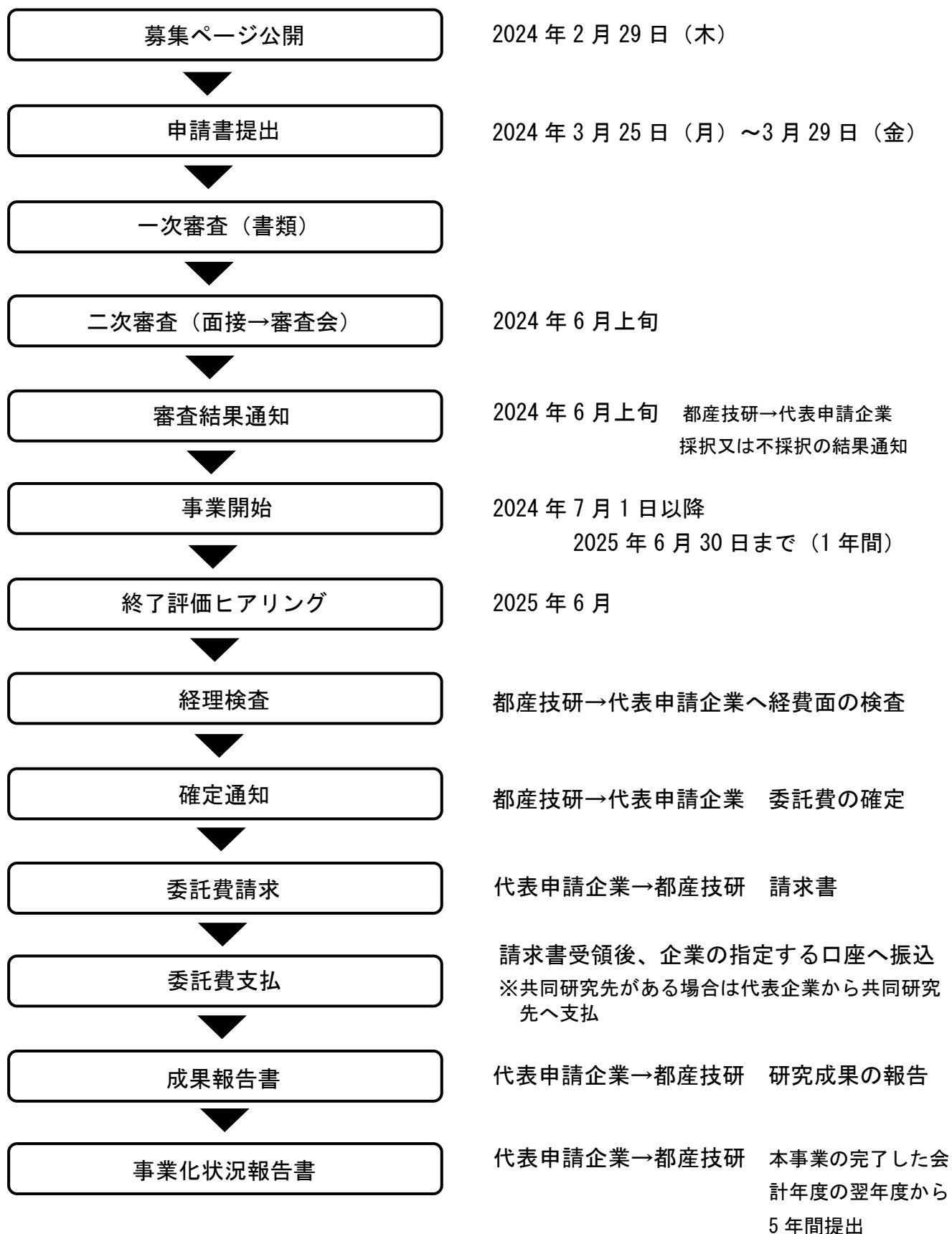
委託費対象：2024年7月1日（月）以降

終了評価：2025年6月に研究成果および事業化ついてヒアリングを行います。

成果報告書の提出：2025年6月

経理検査：2025年3月、6月（予定）

精算：2025年4月、7月（予定）



※ 日程については状況により変更する場合があります。

6. 申請手続きおよび注意事項

本公募事業への応募は、以下の都産技研ウェブサイトに掲載されている申請書様式を用いて、下記の申請書一式を都産技研に提出してください。

<https://www.iri-tokyo.jp/site/kenkyu/shog2024.html>



(1) 申請書類

申請書一式は、原則 A4 サイズとし、郵送・持参する場合、片面印刷したもの1部と、電子データを格納した電子媒体（CD-R または DVD-R）を提出してください。（電子媒体のみでも可とする。）電子媒体は審査で利用しますので、必ず提出してください。（電子媒体のファイルは下記の表と同じタイトル名の順に PDF で並べてください。タイトル名並びに順番がバラバラですと評点に影響します。）

後述するオンラインで電子データを提出することも可能です。

※ 申請書類に不備（電子媒体の不足含む）がある場合、審査での評価点が下がることがある

✓ 01_研究計画書（様式1） 採択後、本書類を基に、実施計画書を作成いただきます。※実施計画書は、1年間の研究内容の詳細を記したものです。契約書に添付されます。
✓ 02_経費積算表
✓ 03_研究計画書の概要資料 （研究計画書の概要や製品化・事業化の見込みについて A3 用紙 1 枚にまとめた資料を作成してください。指定様式はありません。）
✓ 04_研究計画書の補足資料 （研究計画書に記載できないイメージ図等があれば作成してください。提出必須の書類ではありません。）
✓ 05_決算報告書（直近2期分） （貸借対照表・損益計算書・別表一～十六・勘定科目内訳明細書・受付通知（電子申告のみ）※事業開始1年未満の場合は事業代表者の納税証明書を提出すること。）
✓ 06_定款
✓ 07_登記簿謄本（発行日3ヶ月以内のもの）
✓ 08_チェックリスト

るため、ご注意ください。

※ 申請書の会社印については、省略可とします。電子媒体のみの提出で、会社印を押印する場合は、押印した頁のみを追加の上、紙媒体で提出してください。

※ 決算報告書、定款、登記簿謄本、会社案内は代表申請者のものを提出してください。共同研究者については提出の必要はありません。

(2) 説明動画配信

本事業の公募説明は、内容収録した動画をホームページ上に配信いたします。なお、この説明動画は公募に係る内容、契約に係る手続き、提出書類等についてまとめたもの

で、公募要項と同一のものです。

日時：2024年3月7日（木） 予定

都産技研ウェブサイトにて動画配信いたします。

※申請期間最終日の3月29日（金）まで公開いたします。

(3) お問い合わせ

本公募事業のご不明点については、本事業の応募サイトからお問い合わせください。

(4) 個別相談

応募にあたり、個別相談は必須条件です。また、個別相談は、以下の日程で実施いたします。以下の都産技研ウェブサイトへお申し込みください(事前予約制・オンライン可)。

なお、本公募事業のご不明な点については、本事業の応募サイトからお問い合わせください。

申し込み順に受け付けしますので、希望日が重複した場合、変更をお願いすることがあります。

2024年3月1日（金）から2024年3月22日（金）まで

(5) 申請受付期間

申請書の受付期間は以下のとおりです。

提出は、郵送等（締切日必着）、持参もしくはオンライン申請によるものとします。提出された申請書類は、採択の可否に関わらず返却しませんのでご了承ください。オンライン申請での提出の場合は個別相談にて提出先をお伝えします。

2024年3月25日（月）から2024年3月29日（金） 17時厳守

(6) 注意事項

ア 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。

イ 提出された申請書類は返却いたしません。ただし、申請書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。また、必要に応じて都産技研から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

ウ 申請書類の作成及び提出等、応募に係る経費は、申請者側の負担となります。

【郵送の場合】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-5-10

テレコムセンタービル東棟 私書箱 1049 号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

プロジェクト企画室 宛

簡易書留にて「活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業 公募に係る申請書在中」と朱書きのこと。

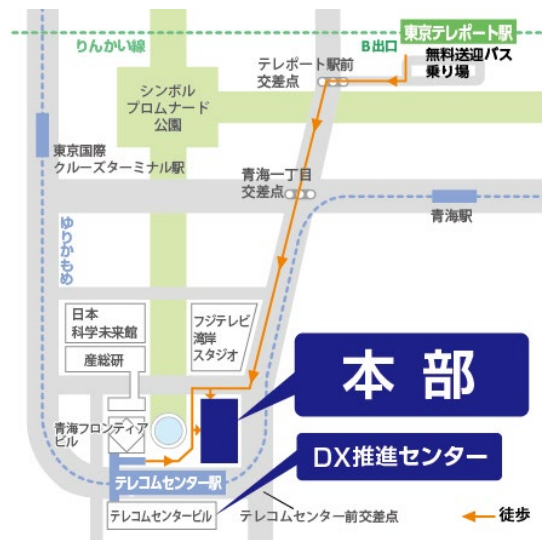
※ 郵便事故による申請書類の未着や延着については、一切の責任を負いません。

【持参の場合】

〒135-0064 東京都江東区青海 2-5-10
 テレコムセンタービル東棟 2 階
 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
 DX 推進センター

【オンライン申請の場合】

提出先は個別相談にてお伝えします。



7. 対象経費

委託費の対象となる経費は、本公募事業にのみ利用されることが明確であり、必要性および金額の妥当性を経理検査によって確認できるものとなります。具体的には以下の項目が対象となります。対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討してください。

都産技研が提示する経理の手引きに基づき、対象経費の経理検査を実施します。帳簿書類、取得財産、その他について現地調査を行いますので、発生した経費の妥当性について対外的に明確に説明できるよう経理処理を行ってください。

代表申請者は、共同研究者の経費計上についても責任を持っていただきます。また、共同研究者においても、代表申請者と同様の経理証憑書類をご準備いただきます。

委託費の対象期間内に契約支払が完了した経費が対象となりますので、ご注意ください。

経費区分		内容
機器設備費	機械装置費	<p>研究開発に必要な機械装置等の購入費。耐用年数1年以上かつ、10万円（税込）以上のものを対象とします。<u>生産設備（量産するための機器設備）の購入は認めません。また、本公募事業以外への利用も認めません。</u></p> <p>※注意事項</p> <p>（1）<u>固定資産（税込 50 万円以上）は都産技研の所有となるため、原則、研究終了後に都産技研に返却する必要があります。</u>研究実施上製造された機器設備等についても、原材料・部品の合計が税込 50 万円以上となる場合は原則固定資産となります。</p> <p>（2）研究開発に必要であれば、サーバー、パソコン等の汎用性設備も対象とします。ただし、リース等でも必要性を満たせる場合は、リース等の利用を優先していただきます。</p>
	保守・改造 修理費	<p>研究開発するうえで必要な機器設備の保守・改造および修繕に係る費用です。専ら本公募事業に使用する設備機器で、研究開発に不可欠な場合のみ計上を認めます。</p>

労務費	研究開発費	研究開発並びに事業化のための営業活動を含む、本公募事業の実質に係わる研究開発者等の労務費です。
	補助員費	本公募事業に従事するアルバイト、パート等の補助員の労務費です。
事業費	備品・消耗品費	<p>本公募事業実施のうえで、必要な備品、消耗品等の購入に必要な経費です。前記、機械装置費に該当しない、耐用年数1年未満または、10万円（税込）未満の物品を対象とします。</p> <p>※注意事項 複数の備品・消耗品を組み合わせで使用する場合、その購入額の合計が税込50万円以上となる場合は固定資産となります。</p>
	旅費・交通費	本公募事業実施の際の打合せ、研究開発（実証実験、営業活動を含む）時に必要とする交通費、宿泊費、日当等の費用です。
	外注費	共同研究者以外に、加工・設計・分析検査・実証実験等を外注する場合に係る費用です。実証実験実施に係る倫理審査の外部委託費用も対象とします。ただし、他者に本公募事業の本質となる研究開発、営業活動等を依頼することは原則認めません。その場合は、共同研究者としてください。
	知的財産権に係る経費	研究開発で発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査、弁理士手数料等に係る費用です。出願に際して特許庁に支払う印紙代は対象外となります。
	技術の使用に係る経費	研究開発において、他者の知的財産権等を利用する場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等および開発した製品のモニター調査や実証実験等に要する被験者への謝金に係る費用です。実施許諾料や技術指導料を計上する場合は、契約前に権利所有者（技術所有者）と実施料（技術指導料）の調整を行い、実施契約等何らかの契約を結ぶことが確実であることが必要になります。
	保険料	実証実験の際の不意の事故に備えて加入する損害補償等の保険料です。
	その他経費	上記に該当しない借料（機器・設備類のリース料や実証実験会場の賃借料等）、運送費または展示会出展費等の本公募事業実施に必要な費用です。

8. 審査方法

書類審査と面接審査の2段階による審査を実施します。申請書類に基づき、書類審査（一次審査）を行い、書類審査を通過した申請者に対して、面接審査（二次審査）を行います。

（1）書類審査

2024年4月上旬～5月中旬（予定）

活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員と専門の研究者による書類審査を行います。申請書類の記載内容に基づき審査を実施します。

（2）面接審査

2024年6月上旬（予定）

推進委員会の委員と外部の有識者による面接審査を行います。申請書類の記載内容、申請者のプレゼンテーションの内容、プレゼンテーションに関する質疑応答の内容に基づき審査を実施します。

（3）審査基準

ア 開発技術の実現性

研究開発する製品や技術等の優位性・独創性および実現性を評価します。優位性のある特許やノウハウ・技術を保有しているか、開発等の実績（製品、試作品等）を有しているか等を審査します。

イ 研究計画の妥当性

研究開発に向けた具体的かつ現実的な内容・スケジュール・体制となっているかを評価します。技術的課題が明確で、その解決方法が適切であるか、目標設定は妥当であるか安全、倫理、情報管理、法令面への対策が行われているか等を審査します。

ウ 実用化・事業化の可能性

研究開発する障害者・高齢者用具やシステム等の製品化・事業化に関して、市場分析を行っているか、販売計画（コスト、製造・販売体制等）を有しているか等を評価します。

エ 事業者評価

公募事業実施に必要な事務作業能力（経理的基礎知識を備えているか、事務作業や書類等準備を行える体制にあるか等）と財務能力（財務的基盤を備えているか等）を有しているかを審査します。

オ その他

上記の観点に加え、都産技研の研究開発に係る分担内容について実施可能性を評価し、採択を決定します。

（4）審査結果及び決定

ア 審査結果は、代表企業の代表者宛てに書面でお知らせします。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

イ 審査の結果、不採択となることがあります。

ウ 採択した案件（代表申請者、研究テーマ名）は、都産技研のウェブサイト等で公開

します。

9. 成果の報告

本公募事業では研究成果の報告として、終了評価を実施するとともに、成果報告書（最終成果物）を提出いただきます。

（1）終了評価

研究期間内に、研究成果を報告いただき、終了評価いたします。

（2）成果報告

成果報告書を提出いただきます。あわせて、最終成果物（試作品等）一式と、図面・設計図書等も提出いただきます。

（3）成果の公開

本公募事業の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、都産技研へ申請・承認を得ることで非公開とすることを認めます。

10. 知的財産権の取り扱いについて

（1）研究成果の帰属

本公募事業の実施により発生した特許権等の知的財産権は、その知的財産を発明した者に帰属します。

（2）共同体内における知的財産権の取り扱い

知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめ共同体内で取り決めを行っていただくことを推奨します。

11. 留意事項

（1）研究計画の変更

申請書に記載された研究計画の内容は、原則変更できません。やむを得ず、計画変更を希望する場合は、都産技研の承認を経たうえで実施してください。

（2）研究成果の普及

代表申請者は、研究終了後も、研究成果に係る製品化・事業化の推進に努めるとともに、研究開発した製品や技術等について代表申請者を含む共同体以外の第三者に広く普及させるよう努めていただきます。また、都産技研は研究成果を東京都および都産技研が行う普及事業（セミナー・講習会、成果発表会、施設公開、各種制作物等）や展示会の都産技研ブース等で利用いたします。展示会への出展の際には、原則として本事業実施機関に展示資料の提供および説明員の帯同をしていただきます。

（3）研究終了後の報告義務

研究終了後5年間、年度毎に研究成果に係る事業実績を提出していただきます。

(4) 秘密の取り扱い

本公募事業への応募に際し、提出された書面、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報、審査の目的以外で利用することはありません。

(5) 経理関係書類の確認

ア 実績報告書確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。

機械設備費及び事業費の確認書類として、見積書、契約書（注文書、納品書、請求書、支払確認書類（通帳コピー・入出金明細等）など。

労務費の確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。

雇用保険加入者証等、標準報酬決定通知書等、就業規則、従事日誌、出勤簿、給与明細（賃金台帳）、支払確認書類（通帳コピー・入出金明細等）など。

(6) 経費の支払方法

ア 経費の支払いは、金融機関からの振込払いを原則とします。

イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用します。

ウ 帳票上で整合性の取れない支払いについては経費対象となりません。

(7) 関係書類の保存

本公募事業に係る関係書類及び帳簿類は本公募事業の完了した年度の翌年度から起算して7年間、保存しなければなりません。

(8) 委託期間内の製品化と事業化

委託期間中における開発品の製品化、事業化は認められません。製品化、事業化に目途がたった場合は都産技研の承認を経たうえで事業を終了することができます。